

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画 改定版新旧対照表

該当頁	改定後	改定前
<p>18頁 「2. (3) ②電子交換所との関係性」</p>	<p>一方で、本行動計画の進捗による約束手形等の流通状況等を踏まえ、金融界において、稼働後の「電子交換所」のあり方について検討していく必要があり、本行動計画における中間的な評価（2024年度に実施）を踏まえ、検討を行うこととする。</p> <p><u>具体的には、産業界における取組状況を定量的に把握する指標としての電子交換所における約束手形等の交換枚数および約束手形等の利用廃止に係る政府方針を参照しつつ、電子交換所における約束手形等の取扱いを2026年度末までに廃止することについて、決議可否も含めて判断する。</u></p> <p><u>なお、電子交換所における約束手形等の取扱いの廃止については、電子交換所規則の改正により、同規則で定められている交換証券から約束手形等を除外することによって行う。</u></p>	<p>一方で、本行動計画の進捗による約束手形等の流通状況等を踏まえ、金融界において、稼働後の「電子交換所」のあり方について検討していく必要があり、本行動計画における中間的な評価（2024年度に実施）を踏まえ、検討を行うこととする。</p>